The Status of the Manager of the Bank-branch

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10687

銀行支店長の地位と権限に関する諸問題

-支配人、営業所概念の再検討を通じて

淺 木

銀行支店および支店長

2 銀行支店長の権限

吗 結 語

緒

 $\overline{\ }$ 言

事も例外ではなかった。これら不祥事のなかには、 近年、 いわゆるバブル経済の崩壊にともなって、 金融機関の不祥事が相次いだことは記憶に新しい。銀行の不祥 銀行の正当な営業行為の形式をとりつつも、 実際には銀行支店

47 (345)

る点

営業主たる銀行の存立それ自体の保護にも配慮が必要であろう。 長等が自行の内規に違反して専断的に関与した行為というものが少なからず存在したようである。 銀行支店長の法的地位およびその権限の問題を整理しておくことは、 の一環として取引の安全が十分に顧慮されるべきことは言りまでもないが、一方で、預金者の保護等も勘案して、 という事態すらあったように聞く。 かる行為が当該銀行またはその支店の信用の失墜を来たしたにとどまらず、 商業使用人の取引行為の効力の問題に関しては、 したがって、近時の一連の不祥事を契機とし 実務上も意義があるものと考えら 銀行の存立そのものを危らくさせる 銀行取引といえども、 場合によっては、 (346)48

二、支配人、表見支配人、 営業所

支配人および表見支配人

な配慮を要求されるものである。また、 ば株式会社にあってはその選解任が取締役会の専決事項とされている(同二六○条二項三号)等、その扱いに慎重 と言いうるかもしれない。しかし、営業主にとっては、支配人の選解任は登記事項であり(商法四〇条)、 三項によろうとも、同四二条によろうとも、その結果に大きな差異を生じるものではないので、実益に乏しいもの という点を区別する作業は、当該使用人が関与した取引行為にかかる紛争の具体的処理にあたっては、商法三八条 のような地位を与えられた者として広く認識されるべきかという問題は、看過しえないものと言えるであろう。 一般論として、ある商業使用人が代理権を制限された支配人にあたるか、それとも表見支配人にすぎな 取引の相手方の悪意にかかわる問題であると思われるからである。 営業主にとってその営業政策上、支店における特定の使用人が社会的にど たとえ のか

知のように、 従来から多数説が説くところによれば、 ある商業使用人が支配人であるか否かは、 選任に際し

権を授与されておれば支配人である。逆に、特定の本店または支店にあって支配人であるかのような名称を有する によるものとされている(以下、第一説と記す)。与えられた名称のいかんにかかわらず、(1) 彼が営業主から特定の本店または支店における営業の全般にわたる包括的な代理権(支配権)を与えられたか否か 者であっても、 かかる支配権の授与がなければ彼は支配人ではなく、彼に対しては表見支配人制度の適用が 実際に営業主か ら支配 問

与がないと解さざるをえず、そうとすれば、同条三項の規定が無意味なものとなる点、を指摘するものがある。(ヨ) に際して商法三八条の定める代理権の範囲に多少とも制限を加えた際、そこにはもはや支配人として の者は選任者の意思のいかんにかかわらず、法律上当然に支配人たる地位を獲得すると説く(4) かる立場は、営業主によって実質的に本店または支店の主任者として選任された商業使用人が支配人であ めなければならず、そうとすれば、支配人制度の趣旨が没却されかねない点、また、これを厳格に解すれば、選任(2) はきわめて少なくなる。 これに対して、 この立場によれば、営業所たる実質を備えた本店または支店の主任者に関するかぎり、 右のように解すれば、 取引の相手方はその者が支配人であるか否かにつき授権行為の内容を確 商法四二条の適用余 (以下、第二説と の代理権の授 って、そ

包括的代理権を有するという代理権授与契約が存在しなければならないという点を強調するものである。(5) 法上の商業使用人がその代理権の範囲の広狭によって区別されていることから、 一説は、ある使用人の支配人としての代理権行使の効果が営業主に生じるためには、 で、 いて同一基準で区別される必要があり、支配人は支配権という一営業所の営業に関する包括的代理権を有す 他の使用人と区別されるのが適当であると解するものである。(6) 支配人もその他の使用人と同一平 その者が支配人として また、 商

に、支配人たる地位を前提として、その者に商法三八条所定の代理権を認めようと構成するものである。すなわち、 る者として選任された使用人は、 本店または支店の営業の主任者である商業使用人が商法上いわゆる支配人であり、営業主によってかかる地位にあ 商法三八条所定の代理権が授与されることによって支配人たる地位が生じるという構成によらず、 9のであると説く。 営業主がその代理権の範囲につき格別の表意をしなくとも、商法三八条所定の代 支配人の代理権を、 株式会社代表取締役の代表権や船長代理権等と対置して並列 (348)50

られるのは、 あろう。そうとすれば、支配人であるか否か判然としない商業使用人の地位に関して、実際問題として 彼の権限を商法三八条一項所定の代理権と認めるか否かというものであろう。この判断は確かに容易ではない。 定の関係が明確となり、それだけ相手方の保護に資することになるとの評価は、さしあたって、正当な指摘である 質の有無が判断されなければならず、この判断もまた容易になしえないのではないかとの指摘がある。営業の主任 と言えよう。しかし一方で、第二説は営業の主任者たるべき名称を与えられていてもその実質を有しない商業使用 者たる実質とは具体的に何を指すのかという右の指摘は、確かに第二説の弱点をついたものと思われる。しかし、 ・・・・人を表見支配人と解するわけであるが、そうとすれば、支配人と表見支配人の区別につき、営業の主任者という実人を表見支配人と解するわけであるが、そうとすれば、支配人と表見支配人の区別につき、営業の主任者という実 逆にこの点が克服されれば、 業の主任者という実質の有無はどのように判断されるべきであろうか。 な理解をするわけである。 実際の取引界において内部的に何らその権限に制限を設けられていない商業使用人を見出すことは困難 特定の支店においてその営業を維持するために必要とされる相当程度の代理権を与えられた者につき、 第二説をとればこの判断の困難さを容易に克服することができ、 先に述べた第二説に対する積極的な評価が生きて来るものと言えよう。 かつ商法三八条三項と同四二条の規 決をせ

位置づけられるかぎり、その者を支配人と解してもよいと考えるわけである。 配人であると考えてもよいと思われる。 あろうか。このような意味における主任者は、たとえ営業主から内部的にその権限に制限を受けていても、 特定の支店における指揮監督系統の頂点に立つ者が当該支店における営業の主任者であると言うことはできないで そのために必要な指揮監督系統を有していなければならないと考えられよう。かかる指揮監督系統を基準として、 営業主を頂点とする指揮監督系統に組み込まれているものである。一方で、支店それ自体も、 んど単独で対外取引行為をなす裁量権がない場合であっても、 ら独立して独自に対外的な営業活動を決定し、その決定に基づいて取引をなす組織を有しているとされているから 商法上の支店は従たる営業所であるから、当然に本店の指揮監督系統の下位に位置づけられるし、窮極 さらに極端に言えば、 商法上の支店における指揮監督系統の頂点に立つと 彼の権限が内部的に相当程度制限されており、 一定の範囲 で本 なお支 に

可能となって、ここに、船長の企業法上の地位すなわちその強大な代理権限はしだいに縮少される傾向となっ どが充実し、または荷扱所や仲立人を利用してこれらに相当な権限を委ねる時代になると、船主は容易に船長に対 れている。すなわち、 指揮監督を容易に受けえない立場におかれるために、航海のため必要な一切の権限をあげて船長に付与して して必要な指摘監督を行ないうるとともに、また、 いう時代背景の前においてのみ理解されうる。右のような船長の権限については、今日、以下のような指摘が(m) 船舶が船籍港外にある場合、 っ かる広汎な代理権は、 今日のごとく、一方において通信機関はいちじるしく発達し、 理権に関し 船舶がひとたび航海にでるや通信機関の不備から陸上との連絡を 切 断 さ れ、 船長は船員の長として船主から広汎 て は 海商法の改正に際し 従来は船長に与えていた権限を他の陸上の機関に与えることも な代理権を付与されている(商法七一三条一項) てまず検討されるべき課題であるとされて 他方、 会社の支店や代理

のである。

かぎり、 引につき、 支配人の代理権に関して、 服しているといえよう。銀行のオンライン・システムなどはその最たるものである。今日では、 支配人の広汎な権限についても、 を有する自己の分身を札幌に配さないかぎり、事実上そこにおいて商機をつかむことはできなかったわけである。 に、たとえば福岡の商人が札幌で営業活動をなそうとした場合、福岡にある営業主が札幌において生じる個々の取 こ。今日の通信、 右のような事情は、 営業主は、あらゆる使用人に対して事実上きめ細かな指揮命令をなしうる立場を獲得してい 迅速に情報を分析して的確な指示をなすことは不可能に近かったであろう。したがって、 交通技術の発達は、 支配人に関しても同様であると言いうるのではなかろうか。通信、 办。 うつて 船長のそれと同様に、 のような支配権とい 国内取引に関するかぎり、かつての物理的な障壁を、 った形での概念構築を再考すべき時期に来て かかる時代的な背景抜きには考えられないのではなかろり 交通技術が未成熟 海商法の分野以上に克 国内取引に関する い 広汎 ると言 る。それゆえ、 な代理権 な時代 うる

低限必要とされる指揮監督系統の頂点に立つ者を支配人と解するのが、 右に鑑みれば、 支配権の付与と い ったものを基準とせず、 第二説の考え方に依拠し 今日的実情に うつつ、 合致するものと考える。 今日の支店に お VI 7

のではなかろうか。

指揮監督系統の頂点にあるとは言い難い者を指すことになる。たとえば、ある取引先から「今回の契約交渉は当方 にとってきわめて重要なものであるから、 のように解すれば、営業上の主任者たる名称を与えられていてもその実質を有し 単に営業政策上の配慮から、 というような場合を想定しうるであろう。 実際には支店次長クラスにすぎない者に支店長と名乗ることを許して交渉に しかるべき地位にある者と交渉したい」といった旨の申し入れがあ このような者がなした専断的な行為に関して、 ない商業使用人とは、 商法四二条 かかる つ た

適用を問題にすればよいわけである。

- 六頁、近藤龍司・商法総則商行為法概説(昭和六三年)一三七頁。 一七七頁、長谷川雄一・基本商法講義(総則)(昭和六二年)五七頁、 憲・商法総則商行為法(昭和五五年)八六頁、服部育生「支配人の代理権」名古屋学院大学論集二一巻四号(昭和六○年) 岩本慧「表見支配人⑴」関西大学法学論集七巻四号(昭和三三年)六〇頁、大森忠夫・新版商法総則講義(昭和四〇年) 石井照久・新版商法総則(昭和四一年)六五頁、田中誠二・全訂商法総則詳論(昭和五一年)三七九頁、 鴻常夫・商法総則 (全訂第四版) (昭和六三年) 五
- 2 大隅健一郎「支配人と表見支配人」現代商法学の諸問題(昭和四二年) 六〇頁。
- 3 二八〇頁。 同前五五頁、同・商法総則(新版) (昭和五三年) 一四二—一四三頁、 服部栄三・商法総則 (第三版) (昭和五八年)
- $\frac{2}{4}$ 大隅・注(2)前掲六二頁、同・注(3)前掲一四三頁、 服部(栄)・注(3)前掲二八〇頁
- 5 岩本慧「支配人と表見支配人につい て 関西大学法学論集二三巻四 -大号 (昭和四九年) 三八〇一三八 頁
- 6 田中・注(1)前掲三七九頁。
- 7 大隅・注(2)前掲六二頁
- 8 志村治美「支配人」演習商法(昭和五九年) 九九頁
- 9 服部(育)・注(1)前掲一七七頁。
- 10 戸田修三・海商法 (三訂版追補) (昭和五八年) 五一頁

商法上の営業所の意義

に おい て、 商法上の支配人とは、 営業主の指揮監督に服 っ うも なおその支店にお い て最低限必要とされ は

なか

ろうか

今日の

所の今日的意義も再検討されなければならな 支配人が置かれる支店の概念それ自体にもかかわるものである。 る指揮監督系統の頂点に立つ者であると措定した。 |身の指揮監督体制の整備、 強化といった事実を挙げたわけであるが、この事実は、従来の支配人像のみならず V その根拠として、通信、 したがって、 交通技術の発達やそれにともなう営業 支店すなわち商法上にい わゆる営業 (352)

論じられてきた。 支店たる実質とは何かという問題に関しては、 か否かに関する争いがあり、 の問題に深く立ち入ることなく、 すなわち、 その過程で、この問題に言及がなされたわけである。 商法四二条にいう本店または支店が、 もっぱら営業所としての実質とは何を言うのかという点を探ることとする。 従来、 主として商法四二条の適用範囲をめぐる議論と 商法上の営業所たる実質を有する しかし以下では、 のか 同条の適用 ことを要す か

取引金額等において小規模であっても、 企業活動の結果がそこに報告統一せられて、一体としての企業成績を示しうる場所をいう。(エ) 的に、 従来か ならず、 ならな 業に関する指揮命令がなされるだけでなく、そこにおける決定が外部的にも客観的に行為としてあら 補助行為をなすにとどまる事業所は、 商人の営業活動の中心となる場所をいう。 て営業所である。 ら、商法にいわゆる営業所 したが そして、 って、そのために外部との取引行為に関して意思決定をなしうる人的組織が具備されていな かかる取引行為を反復継続するに足る物的施設、 経理の独立、 の意義に関しては、およそ次のように説かれてきた。すなわち、 所員の任免、独立 いちおら本店から独立して右の要件を満たす場所であれば、 営業所とはいえない。 (年)(任免、独立の営業が認められておらず、 具体的には、企業活動の指揮命令がそこから発せら 会計的組織が存在することを要する(5) また内部組織上、 そこにおいては、内部 営業所とは、 そこはその限 ń 雑多の われな

以上を総合すれ ば、 従来の考え方に よれ ば、 ある事業所が商法上の営業所 た りう Ź た 8 に は 以下 の三要素を必

織を具備することである。 要とすると言えようか。すなわ 5 __ 定範囲 で 独立して営業をな しうる程度 の物的施設、 人的組織お び 組

重要であるの 右の要素のうち、 は、 人的組織および会計的組織の検討であろう。 物的施設に関し て検討すべき問題はあまり Ís い と思われ る。 営業所の 今日的意義を探る

揮監督系統に属しつつ、自店の店質およびこれを決定する内外の諸要因を認識して、自主的な営業方針を樹 する意思決定をなしうる人的組織を具備することの重要性は、立法当初に比べて、相対的に 意思決定をなす余 たは営業主か 配置された事業所は、営業所ではないといえよう。ただ今日では、通信機器の高度化、多様化等によって、本店ま ものと考えられる。 独立して営業をなしうる程度の人的組織とは、 日常の営業取引のか · オ かかる方針に則して、 事業所に配置され 隣接するセンター等で一括管理されて ンライ 5 より迅速かつきめ細かな指揮命令が発せられる体制が整えられており、 したが ン等の情報処理技術の発達にともない、 地は、立法当初に考えられていたものよりは狭まっていると言いうるであろう。さらに、コ したがって、 つて、 ていた人員に なりの部分を、 カゝ し一方で、 取引に関する意思決定をなしうる権限を有する人員が配置されていることを意味する かかる側面 営業方針の策定や取引に関する意思決定をまったく独自になしえない よって判断、 まったく機械的に判断、 からみるかぎり、 商取引がきわめて多様化 いるから、各事業所は、 先に概観した従来の議論を前提にすれ 処理がなされる必要のあった領域は、 とりわけ取引先に関する詳細な情報等が、 営業所に 処理しうるようになりつつある。これに おい かかる情報を端末機から引き出すことによ て、 ま た高度に専門化 独自に営業方針を策定 ば しだ 各事業所 本店または 低下 V, て K して Ļ١ の人員が る 狭まりつつあ 本店 いると言 の 入員 営業 よっ 事 *ts* へのみが 独自に 立 い しは とピ て、 K

13

意思と能力によって裁量する余地というものが今日なお必要とされよう。 って、 かる案件についても、今日では本店に専門家を置くなり専門部門を設置して営業所をきめ細かく指揮監いて「営業所に配置された人員が独自の識見才能を発揮して機動的に対処すべき取引上の案件も後を絶 営業所において統一的に事務を処理するためには、多かれ少なかれ、 営業所に配置された人員が独自の識見才能を発揮して機動的に対処すべき取引上 そこに配置された人員が独自

(354) 56

つも、単なる履行補助者にとどまらず、独自の意思と能力によって取引に関して裁量する余地を与えら 配置されているか否か、 以上に鑑みれば、今日の営業所が具備すべき人的組織に関しては、本店または営業主の指揮監督に相当程度服 という点を基準に判断すべきであると思われる。 ń た

を同様に端末機を通じて本店から提供を受けるという形になっており、 れていた会計情報は、 オンラインの発達によって従来とはその様相を大きく異にしている。かつて各営業所において別個に記載、 の財務諸表の作成資料となるわけである。しかしながら、右のような意味における会計的組織は、コンピュータ・ とが必要であると解してよかろう。これらの帳簿は、最終的には本店または営業主のもとで統合せられ、商法所定 載をもとにして取引を各勘定項目に分けて整理する仕訳帳と、これを統制する勘定元帳にあたる帳簿を具備するこ 続的かつ組織的に計算、記録する帳簿を具備するということを意味するものと考えられる。すなわち、 から姿を消しつつある。 自店で生じる個々の取引に関する会計情報を端末機によって本店に送付し、 営業所における会計的組織について検討してみよう。営業所における会計的組織とは、 具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、 コンピュータ・オンラインを通じて、 つまり、 情報の集中管理が可能となったことにともない、 本店または営業主のもとで一括管理されている。 おそらく、 従来の形式における会計的組織は、 当該事業所にお 自店の全体としての会計情報 会計的組織を各営業所ごとに いて生じる日々 従来 の議論をみる 伝票等の記 の取引を継 管理さ

えない事実である。 性を追求しつつ、 分散して備設する必要性が薄れてきたわけである。 さらなる収益の拡大に寄与すべき基本的な会計上のひとまとまりであることは、 そうとはいえ、各営業所が、 企業としての基盤を拡充 今日なお否定し 算

べきであると思われる。 ての基盤の拡充と収益の拡大に直接的に寄与する会計情報の一単位となっているか否か、 以上に鑑みれば、 今日の営業所が具備すべき会計的組織に関しては、 当該事業所が、営業主にとって、 という点を基準に判断す

であると結論づけられる。 備に加えて、多かれ少なか および、 ある事業所が商法上の営業所としての実質を有すると言いうるために 当該企業の基盤の拡充と収益の拡大にとって必要な系統的会計情報の一単位たるべきこと、 れ独自の意思と能力によって取引に関して裁量する余地を与えられた人員の配置がある は 営業をなすための物的施設 が の具

- 12 (昭和三五年) 三四八頁、近藤・注(1)前掲七六 西原寛一・商法総則 (昭和一三年)三七三頁、岩本慧「表見支配人に 一七七頁。 9 b て Ø 再論」 関西大学法学論集九巻五
- 14

石井・注(1)前掲六一頁、田中・注(1)前掲二三四頁。

- 15 岩本慧「表見支配人②」 (昭和五八年)二六頁 関西大学法学論集七巻六号 (昭和三三年) 四三頁、 大澤功 「商法四二条適用の要件」
- 16 同前四四頁。
- 17 塩田親文「表見支配人をめぐる一 試論」 民商法雜誌三九巻四一 --大号 (昭和三四年) 七四三頁

18 在の支社は支店としての実質を有しない かる判断、処理に関して、かかる事務はまったく機械的に処理しうるものであり、このような事務をなしうる程度では、 江頭憲治郎教授は、生命保険支社におけるコ (昭和六〇年) 六五頁。 と評価されている。 ンピュータ・オンラインを利用した保険金支払や契約者貸付の可否等にか 江頭「表見支配人と営業所の実質」商法(総則・ 商行為)

銀行支店長の地位

1、銀行支店および支店長

れたものである。 所に大別される。この区別は、右の観点に基づき、 んを問わず、その内容が商法上要求される実質を備えるものであれば、 銀行法上の営業所の概念と商法上 これらの店舗をさらに細分化して規定している。いずれにせよ、かかる営業所も、 の維持、 預金者保護の立場から、 銀行法に基づく昭和五七年四月の大蔵省通達によれば、(2) のそれとは必ずしも一致するものではな 当該店舗を行政当局による規制の対象とすべきか否かという観点で捉えら _、あくまでも行政の客体として捉えられるべき区別であり、 商法上の営業所であると解され 銀行法上の営業所は、 い。 銀行法に規定された営業所は、 その区別された名称の 本店、支店、 出張 い

本稿にお いては、 右通達における「支店」に関して議論を進めることとする。

の名義により、 る」旨が定められている。 なされた営業所である」。 右通達において、 かつ独立の計算をもって、銀行の業務中の一定範囲の業務を行う施設であって、 銀行支店の性質は、 そして、 支店の勘定に関しては、 以下のように定義されている。すなわち、 「支店には、支店の勘定元帳を備え付けるも 「支店は、 本店に直属 支店として

とって独立した系統的会計情報の一単位をなしているものと評価しうるであろう。 の通達の支店の定義に従うかぎり、 銀行支店は、継 続して営業をなすに必要な物的施設 のもとに、 そ の銀行 に

じて評価するしかない。 銀行支店に、多かれ少なかれ独自の意思と能力によって裁量する余地を与えられた人員の配置がなされて に関しては、 右の通達を手がかりとして知ることができない。これに関しては、 支店実務の実際 のあり様 い る

十分に満たしているものと評価しうる。 員に与えられている権限に鑑みれば、銀行支店は、 他の営業部門との整合性を保ちつつ、支店業務を遂行すべきものとされている。このような、支店に配置された人 権限が与えられている。そして、かかる営業店計画に則して、(5) 自店の計画を立て、 とその遂行に直接的に関与することになる。すなわち、各支店には、本部計画をふまえて、資金運用を中心とする(キヒ)て立案されるものである。各支店は、かかる計画を達成する過程における具体的施策として、短期経営計画の立案 ての短期経営計画の二つから成り立っ ひろく銀行の経営計画は、 その目標を達成するための自主的な営業方針を樹立すべく、いわゆる営業店計画の策定をなす 長期的見通 ている。このうち、長期経営計画は、通しの上に立った長期経営計画と、夂 商法上の営業所たりうる要件のうち、 ひとつの経営単位として、 各年度あるいは各決算期の営業計 その銀行を一体として、 貸出部門および預金その 人的組織に関するそれを 本部計画とし

ると言うことが 銀行支店は、 できるわけである。 商法上の営業所としての実質を有するために要求される前章所定の三要素をすべて満たして

にその指揮監督系統の頂点に立つ者であると位置づけられよう。 銀行支店長は、 その銀行において瑕疵のない選任手続を経ているかぎり、 そうとすれば、 右の意味における支店にお 前章で検討したところに従 しい て、 59

- 19 小山嘉昭・銀行法(平成四年) 一一一頁。
- 20 第一三九五号一部改正)。 「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」 (昭和五七年四月一日蔵銀第九○一号、 同五七年五月二四日蔵銀
- 「銀行法上の『営業所』と商法四二条の『支店』」法と権利2(民商法雑誌七八巻臨時増刊号②) なお、 これら銀行法上の各種の営業所に関して、商法上の営業所たる実質を有するか否かを検討したも のと して、 銀行営業所の区分の詳細に関して、 小山・注(19)前掲一一三―一二〇頁参照。 (昭和五三年) 一八五頁以 塩田親文
- 23 小山・注(19)前掲一一一頁。

22

- 松本崇=峯崎二郎他·法人貸出 (新銀行実務総合講座第二巻) (昭和六二年) 一四頁。
- 24 同前。
- 25 同前一四——五頁参照
- 26 同前一六頁参照。

2、銀行支店長の権限

①受信業務上の権限に関する問題点

銀行支店長の権限に加えられた制限に関し、 実際問題として、 支店の受信業務に関する権限に つ い て は あま

主たる銀行にとって、受信業務上の支店長の権限を制限する実益に乏しいからである。 大きな問題点はないといえよう。 など特殊な場合を除いて、その業務の拡大が銀行の経営基盤の拡充に直結する 受信業務に関して は、 不正取引から生じた利益 の Į, わ ゆ わけである る 資金洗浄 カゞ 5 (money

、あまり意味を持たない取引が広範に認められることである。 銀行支店長の受信業務上の権限に関して法的に問題となるのは、 その取引の性質上、 各個の支店に所属するこ

名古屋支店において、証券類の取立を引き受けることもありうる。 かを認定し、 う環境が崩れつつある。 預金業務に関しては、 弁済あるいはこれと同視しうる預金担保貸付がなされているし、 オンライン・システムの整備によって、支店ごとに区分された取引でなければならな たとえば、大阪支店の預金取引先に関し、 名古屋支店において、その預金者が誰である 大阪支店の預金口座に入金すべ

しか 当該支配人には当然そのような取引をなす権限があったという構成によって取引の相手方を保護することになろう。 になしうるものと解されている。(29) こととなるという指摘がなされて 不明確である取引行為をなしたが、当該行為が具体的に自己のおかれた営業所に属していなかったという場合に 明であるから、 定されない業務が存在することは、 支配人の権限は、原則として特定の営業所に関する業務に限定される。 されたものである。これらの取引行為に関しては、その権限がいずれの営業所の支配人に属するかが外観上不 支配人の権限が営業所によって限定されているという前提をとるときは、 、 ... (2) これに関する支配人の権限の制限は問題とならず、 これに関する支配人の権限の制限は問題とならず、 (2) したがって、この見解によれば、支配人が特定の営業所に属するか否か客観的 る。 30 つとに指摘されてきた。 かかる立場は、 このような場合の支配人をむしろ表見支配人として、 これらは主として、営業上の勧誘、 これに関係あるいずれの営業所の支配人も自由 l かし、 性質上特定の営業所の所属 右の構成はこの前提と矛盾する 外交業務に関 して に限 は ĸ 61 (359)

にみて支配人として通常有すると思われ る権限を擬制すべきであると解して い

受けた取引先は、通常、保護されるべきであると考えられる場合が多かろう。 金額の制限が設けられていたと仮定しよう。 人の権限の制限とは言えないからである。 具体的な問題として、営業政策上の配慮から、 あたって取引先を保護する根拠としては、 僚店の預金の弁済ないしは預金担保貸付に 自己の取引支店と別の支店におい 右の後者の見解に従って、 僚店の預金の弁済またはこれと同視しうる預金担保貸付に 関する金額制限は、 各支店に限定された権限を前提とする支配 商法四二条によるのが適当であると言え かかる問題を想定した場合、 てこの限度を超えて預金担保貸付を その解 9

②与信業務上の権限に関する問題点

れているわけである。 本比率基準の充足を達成しなければならないという特殊な事情もあって、 容を本部において統括管理する必要性が高いからである。さらに、平成五年三月末までに、 与信業務は、 現実には、銀行支店長の与信取引における裁量権は、きわめて強い制約下におかれていると言ってよいであろう。 支配人としての銀行支店長の権限の制限に関して、 銀行の企業としての営利性、 公共性だけでなくその健全性に直結する業務であるから、その取引 実際上大きな問題となる 与信取引の統括管理が の は、 支店の与信業務であ 国際決済銀行の自己資 い っそら必要とさ で全

支店としての取上げ方針を決することになる。そして、 を行ない、 各支店は、 すなわち、 取上げの可否を決定する。取上げを可と判断した場合には、店内資料を整理し、 取引先から与信の申込みを受けた場合、 与信を実行するか否かの最終決定権は、 貸付の基本原則にのっとり、 本部宛てに正式稟議書を作成するというのが一般的な手続 本部あるいは特定の融資決定機関や担当役員に留保 さまざまな角度 最終的に支店長がその から調

てれいるというのが標準的な実務の姿である。

の限度額や種類に数段階の格づけがなされてい 形の割引とか、上場会社発行株式を担保とする融資等について、一 経営陣が社則をもって制定するという形式が多く、 量権限を認めている例が多い。通常**、** 金担保のように債権回収上まったく不安のない与信が主たるものである。このほか、一定範囲の優良銘柄の商業手 し、その権限内の事項については、支店長自らの判断で与信の可否を決定しうるものとしている。(3) 右に対して、 店長裁量権限あるいは自由裁量権限と称される与信形態である。店長裁量権限の内容は、 に、 複数の支店をもつ銀行は、 なされている。 (38) かかる支店長の裁量権限は、 銀行の業態、業容等によりその内容は一定ではないが、 規模の大小こそあれ、 その支店の資金量や店質を考慮して、 取引先の総与信額に限度を定めて、 各支店長に一定範囲の貸出決定権限 先の本部裁量 銀行の最高 裁量権限 自行預 の を付

引であることにかわりはないわけである。 ずれにせよ、 いかなる形態の与信であれ、 それは 内部手続上の相違があるにすぎず、 対外的には支店名義 0 取

実際上支配人がそれを営業のためになしたか否かという主観的事情に関係なく、 して原則的に異論はない。 支配人の権限に何ら制限が加えられていない場合、その支配人 一般にその営業に関するものと認められるか否かによって決しなければならないと解されており、一般にその営業に関するものと認められるか否かによって決しなければならないと解されており、(%) 金額を客観的な判断に加えるべ の数量、 だたりがある。行為自体の性質、種類等を勘案すべきであるという点では異論を見ないが、 金額を判断の要素に しかし、 きでな その行為を客観的に考察するにあたり、どのような要素を考慮すべきかについ 加えるべきか否かという点に見解のへだたりがあるように思われる。 V とする立場 Ű. これを判断 のなす行為が営業に関するものであるか否 基準に 加えることが もっぱら行為の客観的性質からみ 技 術的に 困難であ この点に関 とりわ か は

三八条の規制するところではなくなり、 そうすることが理論的によりのぞましいと思われる場合には、数量、金額等をも勘案すべきであると主張している(も) きであるとする立場は、かかる技術的困難性を認めつつも、これを否定する絶対的理由を見出せない以上それゆえ基準を不明確にするから適当ではないと主張する。これに対し、取引の数量、金額を判断基準に(33) した形式上同じ性質の取引行為であっても、数量、金額において一定の限度を超えた取引については、 一般取引界の常識からみても、 なわち、 (めえない場合には、取引の相手方が保護されずともやむをえないと解するわけである。 (fl) 後者の立場によれば、取引の数量、金額が当該支店の外観や実態と対比していちじるしく過大であり、 それが営業のために必要な行為として支配人の権限の範囲に属するものととうてい 取引の相手方は同条三項による保護を受けえない結果となる。 金額を判断基準に加えるべ したがって、 支配人のな もはや商法 は、 また、

し保証額 銀行支店長が、先に述べた実務手続に反して、 制限のない場合の本来なしうる営業に関する行為の範囲を画するにあたり、 きか否かは、きわめて重要な問題であるといえる。 するものであることは言うまでもない。銀行支店長が支配人たる地位にあることを前提とすれば、 えてかかる支店長の行為を考察するならば、銀行全体の資金量等から見て不自然なまでに多類の融資や保証 あるから、行為自体の性質のみから判断すれば、これが支配人たる銀行支店長のなしりる営業に関する行為に属 はやその支店の営業に関する行為に該当しないと判断されることになろうか 銀行支店の名義でなされる与信取引は、 のいかんにかかわらず相手方の無過失は要求されないわけである。 いかなる形態のものであれ、銀行法二条に掲げられた固有業務そのも 銀行全体の資金量等からみて不相応に多額の融資あるいは債務保証 すべて商法三八条三項によって判断されることになる。融資額ない かりに取引金額をその判断基準に加えないとすれば、理論上、 これに対して、 取引の金額をその判断基準に 5 か かる取引の効力は、 取引金額を判断基準に 彼の権限に何ら 加えるべ は、

引ごとに民法上の越権行為の理論、 具体的には民法一一〇条の法理によって判断される結果となろう。

客観的な判断基準の要素の中に、取引金額、数量を加えるべきであると言えよう。 ばならないから、支店の営業に関する行為を判断するに際して、客観性が重要視されるべきことは当然で であるという場合が存在しうるものと考えられる。とりわけ銀行取引においては、預金者の保護をも考慮しなけばあるという場合が存在しらるものと考えられる。とりわけ銀行取引においては、預金者の保護をも考慮しなけ 金額があまりに過大であるがゆえに、その支店長の行為が、 のでないと判断することがむしろ正常であり、これを権限内に属するものであると判断することがかえって異常 り現実には、社会通念上の観点から、いかに行為の性質上営業主の営業に関する行為であるとは 支店の営業に関する行為としてはその権限内に属する ŀ١ ある え、その

体的事項を基礎としてこれを取引上の正常な社会通念をもって客観的、抽象的に判定することはあながち はないとの指摘は、(45) 支店の営業に関する行為の範囲につき、明確に客観的限界を画することは確かに困難であるが、 つとになされてきた。しかし、具体的にこの基準の設定を試みた例は見当たらな 企業の大小や具 い 不可能で

金量等に差異が た数字に求めたりしても、 **うな判断基準は、** 銀行支店の与信取引においては、すべての取引先を通じる画一的な金額を設定し、これに依拠することも不適 引の相手方の保護および支店長を通じて取引をする企業側(営業主側)の保護の均衡を考えるならば、 お た論稿に いて、 個々 たとえばこれをその支店の預貸率に求めたり、 あるわけであるか の取引先ごとにその事業規 取引当事者の双方にとってある程度明確なものでなければならないであろう。 お v て、 取引の相手方がかかる基準に依拠することは事実上不可能であるか 商法二六〇条二項二号の 5 基準の設定はおのずと相対的なものにならざるをえない。ところで私は、 模、 財務状況、 「多額ノ借財」 収益力、 あるいはその銀行の総与信額の何パーセントとい 事業の性質や将来の成長見通し、 の 銀行取引にお け る認定基準 ら、適当ではなかろ したが 一の設定に 担保 って、 たとなる預 り このよ っ

(364) 66

取引先の双方にとって容易に依拠しうるという観点からは、 支店の営業に関する行為における取引額の認定基準とは、 を招くことに の与信取引が支店の営業に関する行為か否かを判断するとすれば、債務超過の状態にある取引先との与信取引につ で取引当事者の保護の均衡を図るうえでのひとつの基準たりえないであろうか。 とえば商法二九七条一項、 純資産額は、 全にとって重要な目安と言いうるわけであるから、 る場合は当該債権の債務者の純資産額を容易に把握しうるはずであるし、銀行にとっても、 のと考える。そこでたとえば、与信取引における銀行支店の営業に関する取引金額の上限を、 ては、常に支店の営業に関する行為に属さないことになり、かかる取引に商法三八条三項の適用の余地がなくな を銀行から与信を受けようとする会社の財務状況に依拠すべきであると考えた。(#) 多くの取引が民法の越権代理の法理によって解決されることになろうから、 たところに設定すれば、取引の相手方は、 当該企業の直接金融に際しての借入と債権者保護との均衡を図るりえでのひとつの目安でもあり なるかもしれな 社債発行限度暫定措置法一条)、間接金融たる銀行の与信取引においても、このような形 ζ しかし、企業としての銀行の健全性を貫こうとすれば、 融資を受けよりとする場合は自己の、銀行の保証を得よりとす 客観的な指標としては適当と言えるのではなかろうか。 まったくその次元を異にするものであるが、 取引先の財務状況という基準が十分に合理性を持つも もちろん、 もちろん本稿の課題である 銀行の保護に寛容すぎる結果 かかる結論もやむをえな かかる基準をもってそ この額は自行の債 取引先ごとの純資産 銀行お 企業の た

与信額が自己の純資産額以内 与信取引の結果、 かりに右の基準によるとすれば、銀行支店長が、 商法三八条三項によって取引の相手方が保護されるのは、相手方が銀行の内規等を知らず、 (または銀行が債務保証をする場合は当該債務の債務者の純資産額以内) 自行の内規等に反して、 制限枠を超えて専断的にな の か Ù 9

のではないかと考える。

証券授受の直接の相手方に対しては右の基準を適用しりるが、当該証券を善意で取得した第三者に対して右の基準 を適用することはできず、 を判断することになるわけである。ただし、支店長のなした専断的な手形保証や自己宛小切手の発行については、 場合に限られ 支店の営業行為の法令による制限 る。 カゝ かる金額を超える与信取引につい もっぱら外観理論等手形法上の理論にその解決がゆだねられることになるものと解する。 ては、 個別の取引ごとに民法の表見代理が成立する か否か

いない支店は、 として認可を受けないかぎり、その支店は、営業として外国為替業務をなしえないわけである。 る営業所ごとに大蔵大臣の認可を受ける必要がある(外為法一○条一項)。 及び外国貿易管理法とのかかわりでこれが問題となる。すなわち、 支店の営業に関する行為が、 関するかぎり、 単に取扱店への取次業務を行ないうるにすぎないから、このようないわゆる取次店は、 商法上の営業所たる実質を有しないものと言えよう。 法令によって制限されている場合がある。 銀行支店の外国為替業務は、 銀行支店の場合には、 したがって、 いわゆる外国為替取扱店 この認可を受けて これを営もうとす とりわ 外国為替業 け外国為替

の営業に関する行為に属さないものといえるわけであるから、 右のような取次店にすぎない支店の支店長が専断的に外国為替取引をなした場合には、 取引につ ない事業所の主任者の行為にも適用されるか否かを論じるまでもなく、 いて民法の表見代理が成立するか否かを判断することによって解決すべき問題であるとい 同条の適用の可否は最初から問題とならず、 そもそも当該行為は、 商法四二条が営業所 うことに 取次店 っぱ の実

- (27) 西原・注(12)前掲三三一頁参照。
- (28) 大森・注(1)前掲一九○頁、田中・注(1)前掲三八五―三八六頁

- 29 大森・同前、 田中・同前、長谷川 注(1)前揭四九頁、 大隅・注(3)前掲一四八頁、 西原・ 注(12)前揭三三一頁。
- 30 服部(栄)・注(3)前掲二九〇頁。
- 31 同前。
- 32 松本=峯崎· 注(23)前掲一六—一八頁参照。
- 33 34
- 35
- <u>36</u>
- 一四九頁、 實方正雄「支配人の権限」民商法雑誌一三巻一号 服部(栄)・注(3)前掲二九〇一二九一頁、志村・注(8)前掲一〇一頁。 (昭和一六年)六五頁、田中・注(1)前掲三九八頁、 大隅・注(3)前
- <u>37</u> ·注(12)前揭三三四頁。 鴻常夫「信用金庫支店長と営業に関する行為」商法(総則・商行為)判例百選(第二版) (昭和六〇年) 六九頁、 西原
- 38

<u>40</u>

塩田・同前。

- 39 塩田·注(17)前掲七六四—七六五頁。 田中・注(1)前掲三九八頁、 服部(育)・ 注(1)前掲一八一 頁 岩本・ 注(5)前揭三八二頁、 志村・ 注(8)前揭一〇一
- 41 融資取引に関しては、融資の実行前であれば格別、融資の実行後であれば、取引の効力が有効とすれば銀行には貸付金返還 このような取引の効力の検討をなす実益があるのは、 服部(育)・注(1)前掲一八一頁。 とりわけ支店長が専断的に巨額の債務保証を行なった場合である。

請求権が発生し、無効とすれば銀行には原状回復のための金銭返還請求権あるいは不当利得返還請求権が生じるであろうか

いったん交付した金銭を回収しなければならないという立場にかわりはない。

これに対して、

いずれにせよ、

に関して は、その効力が有効か無効かによ っ て、 銀行の立場は決定的に異なることになる。

- 43 岩本・注(1)前掲七一頁。
- 44 大野實雄「支配人」法学セミナー三八号 (昭和三四年) 四 頁参照。
- 45 岩本・注(1)前掲七一頁。
- 46 拙稿「商法二六○条二項二号の『多額ノ借財』と銀行取引」現代株式会社法の課題(昭和六一年)二六三頁以下。

為が支店の営業に関するものであるかぎり、 抗しえない。右の結論を前提とすれば、 いるという事実を、 銀行支店長は、 商法上の支配人である。 社会的に広く認識、浸透させるために、相応の努力をはらうべきであろう。 銀行は、とりわけ与信取引に関する支店長の裁量権限が相当に制約されて したが 彼のなした専断的取引行為につき、銀行は善意無重過失の相手方に対 って、 銀行がその権限を内部的に制限したとしても、 支店長の行

支店長の選解任および配属店舗の変更はすべて取締役会において決しなければならない。 必ずしも明らかではないが、すみやかに支配人登記をなすべきではなかろうか。なお銀行は株式会社であるか と考えていないという主観的事情によるものか、あるいは、 銀行は、 現在のところ支店長について支配人登記を行なっていない。この事実は、 登記料の節約という営業政策上の配慮によるものか、 銀行が支店長を支配人である 5

68